

インクルーシブな公園の整備方針(案)の概要

1 目的

本市では、高齢者、障害者、こどもなど全ての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合い、住民が住み慣れた地域で持続的に生活できる社会である「地域共生社会」の実現を目指し、様々な取組を推進しているところです。

公園においては、これまで、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」等に基づき、段差解消、スロープや多目的トイレの設置など、既存施設の障壁を取り除くバリアフリー化や、車いすやベビーカーでも移動しやすい園路、文字の大きさや色覚に配慮した案内サインの設置など、設計段階から障害の有無、年齢、性別等にかかわらず誰でも利用しやすいように配慮するユニバーサルデザインの導入を図ってきました。

これまでのこうした取組によって、公園が地域の多様な方が集い、交流する場として一定の整備が進んできましたことにより、これからは、利用をためらっている障害者等にとっても利用しやすい、より魅力的な場所にしていく取組を進め、誰もが心豊かに過ごすことができる公園づくりがますます重要になっていきます。

このため、今後の公園の整備に当たっては、遊具、休憩施設、トイレ、駐車場の位置や動線等を一体的に計画・整備し、より一層、誰もが使いやすいものとするとともに、利用者の相互理解といった心のバリアフリーを育むような取組も併せて進めていきたいと考えています。

こうした考え方の下、この度、新たに「インクルーシブ※な公園の整備方針」を策定することとします。
※「インクルーシブ」は、すべてを含む、包括的な、排除しないという意味を持つ英単語で、公園においては、「誰もが遊べる」という意味で使われています。

2 現状と課題

(1) 現状

「インクルーシブな公園に関する市民アンケート」や関係団体ヒアリングなどを基に整理した現状は以下のとおりです。

ア 公園の状況

- 本市の公園は、開設から30年以上経過した公園が全体の62%【図-1】と多く、老朽化が進んでいますが、更新等の機会に手すりや多目的トイレの設置などのバリアフリー化に取り組んできた結果、トイレを設置している近隣公園や地区公園、総合公園、運動公園、広域公園などの81か所の公園のうち、66か所の公園に、車いすで使用できるトイレなどを整備しています。
- 一方、市民アンケートで多くのニーズのあった介助等に使用する大型ベッド【図-2】を備えたバリアフリートイレがある公園は、中央公園内の3か所のみ(ひろしまゲートパーク、中央公園広場エリア、広島城三の丸)となっています。

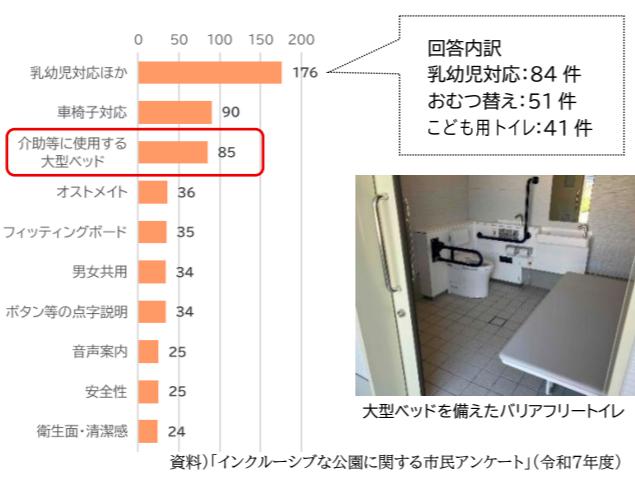
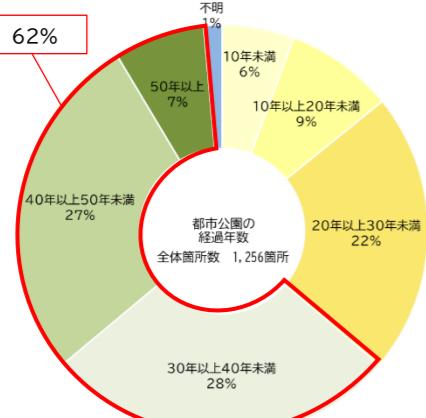


図-2 バリアフリートイレに求める機能

イ 公園利用の頻度と市民ニーズ

- 公園の利用頻度について、「よく利用する」「たまに利用する」を合わせると、全体で67.3%と高く、多くの人が公園を利用しています。一方、障害者や高齢者などの配慮が必要な人等の27.2%が「利用したいが利用できない」と回答しており、配慮の必要のない人の4.6%と比べて高くなっています。
- 【図-3 (左)】
- 「利用したいが利用できない」理由として、配慮の必要のない人は「休憩施設がない」「駐車場がない」が多いのに対し、配慮が必要な人等は「利用者が多く活動できない」「遊べる遊具がない」が多くなっており、他の利用者への遠慮などの心理的なバリアや安全の確保、インクルーシブ遊具(遊べる遊具)の不足など、様々なニーズに公園施設が対応できていないことが考えられます。【図-3 (右)】

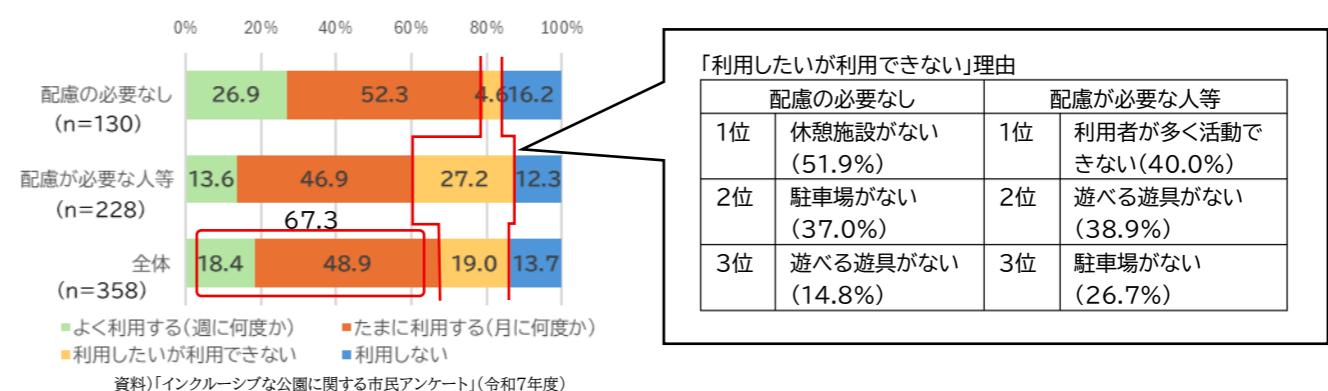


図-3 公園の利用頻度

- こどもの日常的な遊び場が公園である世帯の割合は、就学前児童のいる世帯で86.3%、就学児童のいる世帯で74.4%と双方とも高く、特に1歳又は2歳のこどもがいる世帯の90%以上が公園を遊び場として利用しています。【図-4】しかしながら、3歳以下のこどもを対象とした遊具が設置されている公園は、2か所のみ(渕崎公園、瀬野川公園)となっています。
- また、健康づくりのため、公園を利用する人の需要が増えていることから、大人向けの健康器具の設置数が年々伸びており、令和6年度末時点では125公園に290基となっています。【図-5】

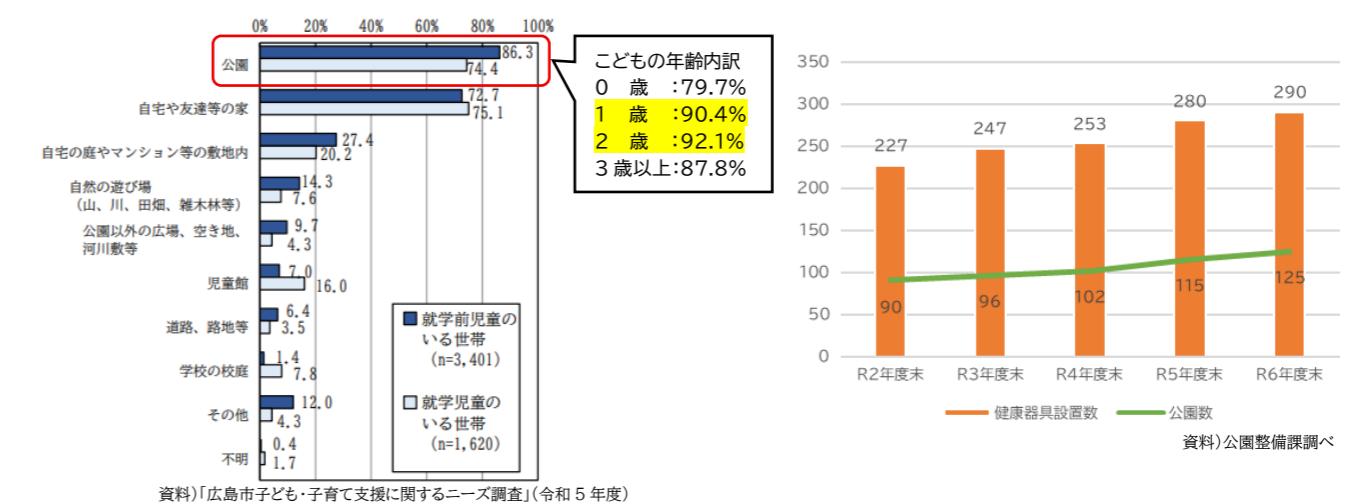


図-4 こどもの日常的な遊び場

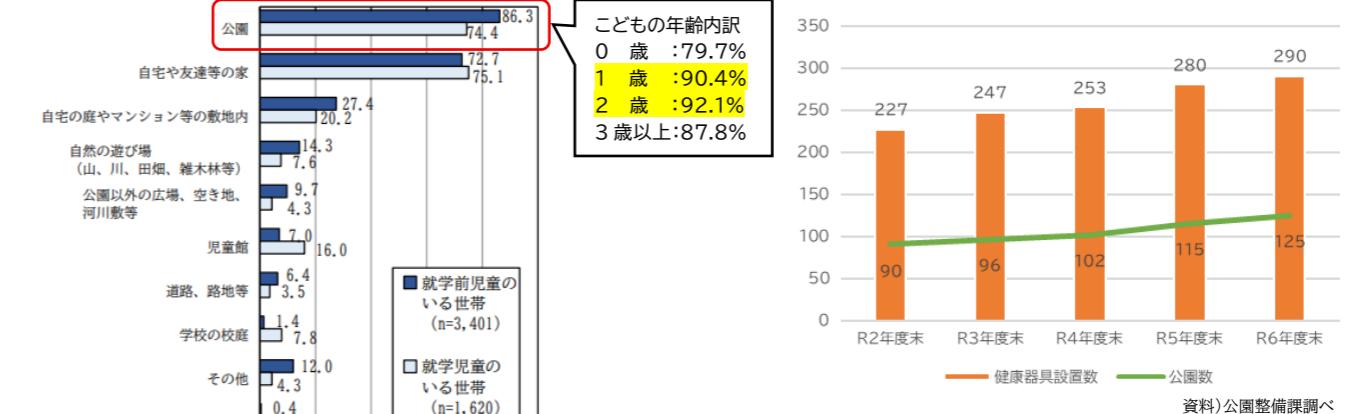


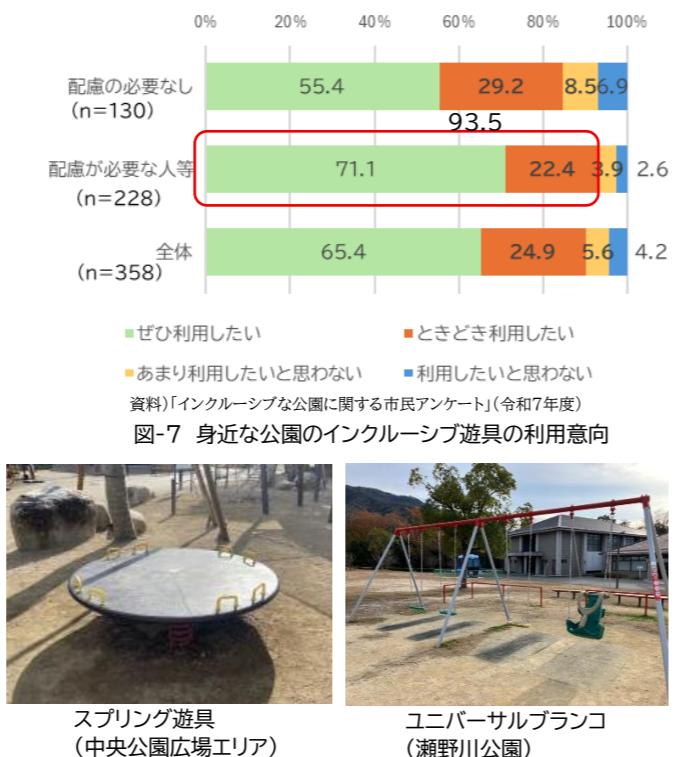
図-5 健康器具の設置数

インクルーシブな公園の整備方針(案)の概要

- 関係団体へのヒアリングでは、「駐車場の確保と合わせて、「広場まで近く、バリアフリーな園路」「車いすやバギーでも振動を受けにくい舗装」などの意見があり、駐車場だけではなく一体的な整備が求められています。
- 本市では、中央公園広場エリア、瀬野川公園といった大規模な公園2か所のほか、街区公園などの身近な公園14か所にもインクルーシブ遊具を設置しています。【図-6】市民アンケートでは、配慮が必要な人等の93.5%が、身近な公園にもインクルーシブ遊具があれば「ぜひ利用したい」「ときどき利用したい」と回答しており、大規模公園だけではなく、身近な公園にも多くのニーズがあります。【図-7】

区	公園名	遊具名
中	幟町公園	パネル遊具(複合遊具内)
		スプリング遊具
	中央公園広場エリア	ネットブランコ
		叩いて音を楽しむ遊具
		触って感触を楽しむ遊具
東	大手町第二公園	パネル遊具(複合遊具内)
南	舟入東公園	パネル遊具(複合遊具内)
	江波東公園	バケット型ブランコ
西	東部河岸緑地(柳橋下流)	椅子型ブランコ(チェーンあり)
安芸	中山中町第一公園	パネル遊具(複合遊具内)
	段原日出第一公園	パネル遊具(複合遊具内)
	東青崎公園	バケット型ブランコ
佐伯	井口第一公園	バケット型ブランコ
	庚午第一公園	バケット型ブランコ
	庚午第二公園	バケット型ブランコ
	田方第一公園	バケット型ブランコ
	中広第二公園	バケット型ブランコ
安芸	瀬野川公園	ユニバーサルブランコ
		トランポリン
		叩いて音を楽しむ遊具
佐伯	そらの中央公園	バケット型ブランコ
		プレイハウス

図-6 インクルーシブ遊具を設置している公園



ウ インクルーシブな公園・遊具の認知度

- インクルーシブ遊具を設置した瀬野川公園で実施したアンケートでは、「インクルーシブ遊具」を知っている人の割合は12%【図-8】、市民アンケートでも「インクルーシブな公園」という言葉を知っている人の割合は14.4%【図-9】となっており、インクルーシブ遊具やインクルーシブな公園は多くの市民に認識されていません。

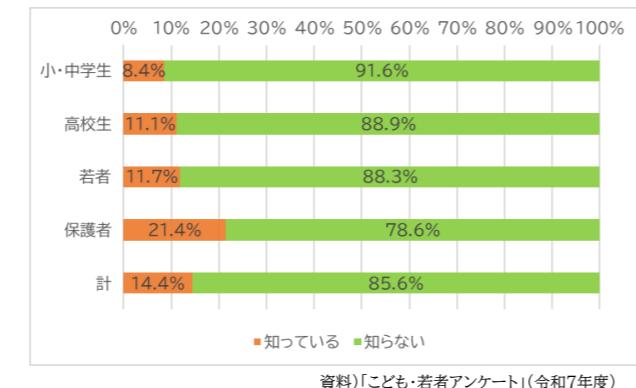
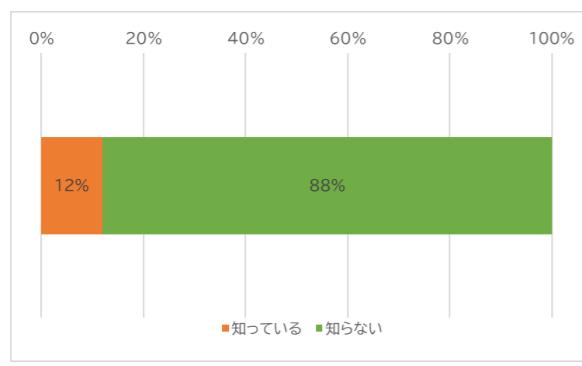


図-8 「インクルーシブ遊具」の認知度

図-9 「インクルーシブな公園」の認知度

エ インクルーシブな公園に関するその他のニーズ

- 市民アンケートでは、インクルーシブな公園で取り組んでほしいことについて、「施設・設備の写真付きの情報掲載」「インクルーシブイベントの開催」「意見箱の設置」などが求められています。【図-10】
- また、インクルーシブな公園に重要なことについて、配慮が必要な人等は、「駐車場の確保」「バリアフリートイレ」に続き、「安全に遊べる遊び場(飛び出し防止柵などで囲む)」「利用者の相互理解」が多くなっています。【図-11】
- 本市では、ホームページや広報紙等を活用してインクルーシブな公園について様々な情報発信を行っていますが、市民アンケートでは、半数以上の方が「全くできていない」と回答しています。【図-12】
- また、関係団体へのヒアリング等では、「計画段階から利用者の声を聞く仕組みをつくってほしい」などの意見があり、行政側からの方的な整備とならないような運営体制の構築も求められています。

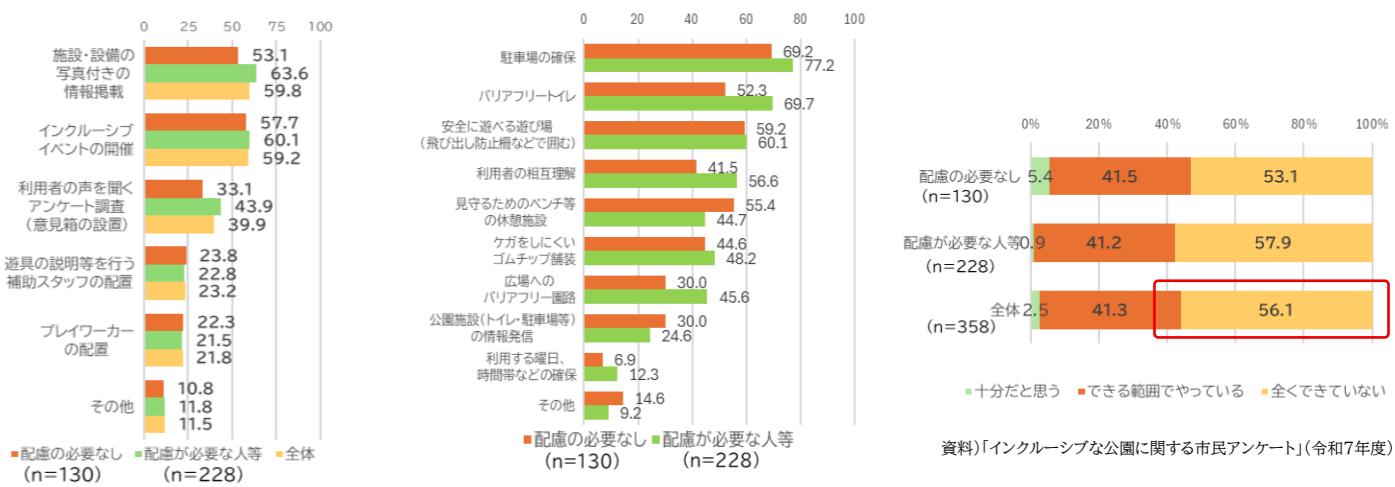


図-10 公園で取り組んでほしいこと

資料)「インクルーシブな公園に関する市民アンケート」(令和7年度)

資料)「インクルーシブな公園に関する市民アンケート」(令和7年度)

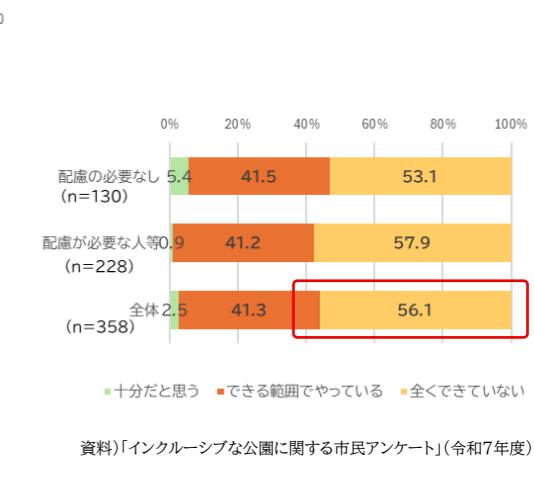


図-11 インクルーシブな公園に重要なこと

資料)「インクルーシブな公園に関する市民アンケート」(令和7年度)

資料)「インクルーシブな公園に関する市民アンケート」(令和7年度)

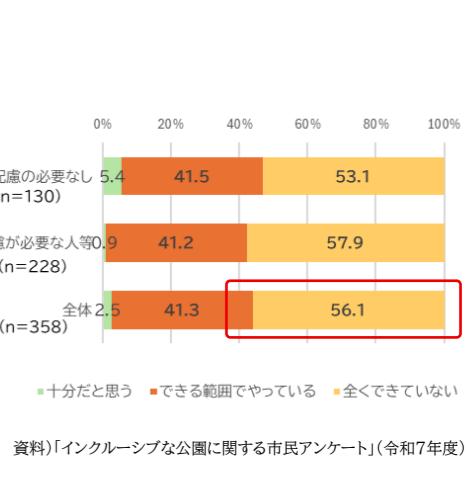


図-12 本市のインクルーシブな公園の情報発信

資料)「インクルーシブな公園に関する市民アンケート」(令和7年度)

資料)「インクルーシブな公園に関する市民アンケート」(令和7年度)

(2) 課題

全ての人に遊びや憩いの場を提供する公園とするための課題は以下のとおりです。

ア 公園施設に関する課題

- 多様な人が遊べる遊具が少ないため、様々な遊びを選択できるよう遊具等の充実があります。
- また、介助等に使用する大型ベッドを備えたトイレのある公園はほとんどなく、見守る人に配慮した施設も十分ではないため、これらの施設の整備を行う必要があります。
- 日常的な遊び場や憩いの場として大きな役割を担っている身近な公園においても、インクルーシブ遊具のニーズが高いため、これらの公園にもインクルーシブ遊具を設置する必要があります。
- 配慮が必要な人等は、自家用車で移動する場合も多いことから、駐車場から遊具広場までのバリアフリー動線を確保するなど、アクセシビリティを向上させることが必要です。

<h4

インクルーシブな公園の整備方針(案)の概要

3 インクルーシブな公園の整備の基本的な考え方

(1) インクルーシブな公園の整備に必要な視点

現状と課題などを踏まえ、インクルーシブな公園の整備に必要な5つの視点を設定します。

視点① 多様な市民ニーズに対応した公園

多様な市民ニーズに対応するためには、身体を使った遊び、感覚を使った遊び、自然遊び、創造的な遊びなど様々な遊びを選択することができる遊具や、遊具に限らない遊びの空間を整備する必要があります。

また、設置する遊具等についても、児童用遊具だけではなく、3歳以下の乳幼児に対応した遊具や大人を対象とした健康器具なども、地域のニーズを踏まえて整備する必要があります。

視点② 総合的なアクセシビリティを確保した公園

遊具等を設置する広場のみに視点を当てるのではなく、駐車場の整備や駐車場から近くバリアフリーな動線の確保、多機能なトイレの設置、見守る大人にも配慮した休憩施設の整備など周辺環境も含めた総合的なアクセシビリティに留意した整備をする必要があります。

視点③ 安全・安心で快適に利用できる公園

利用者の安全・安心で快適な公園利用のため、遊具周辺の舗装材は衝撃を吸収するゴムチップ舗装とするなどの配慮を行うとともに、柵や植栽等により遊び場の外周を囲うことで、利用者の飛び出しや、交錯等を防止し、保護者等の見守りを支援する必要があります。

視点④ 情報発信と相互理解による誰にでも開かれた公園

インクルーシブ遊具や駐車場、バリアフリートイレなどの施設情報や公園までの移動手段などを前もって知ることができるような情報の発信を行うとともに、公園内においてもインクルーシブ遊具の意義や遊び方を分かりやすく説明し、利用者の理解を深める必要があります。

また、出前講座等を実施するなど市民の理解や意識醸成のための啓発活動等を行うことも重要です。

視点⑤ 市民の協働・参画により地域に愛される公園

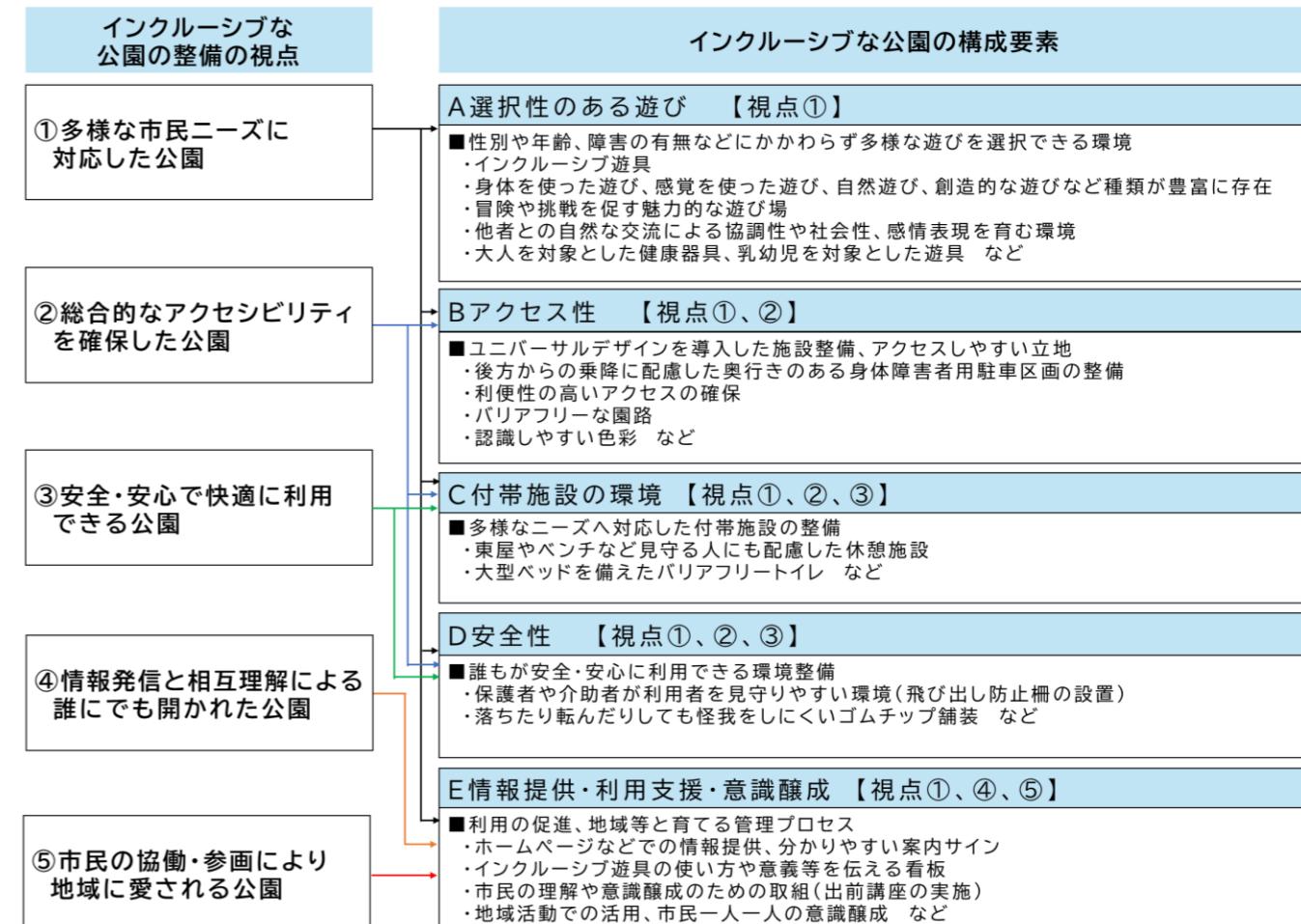
計画段階から市民ニーズを把握しながら検討を進め、公園の整備後も地域に愛される公園へと育てる運営体制を構築する必要があります。

こうした視点を踏まえ、本市では「インクルーシブな公園」を次のような公園として整備します。

「誰もが多様性を尊重し、自分らしく、安全・安心で快適に、心豊かに過ごすことができる公園」

(2) インクルーシブな公園に必要な構成要素

インクルーシブな公園の整備の視点を踏まえ、インクルーシブな公園に必要な5つの構成要素を整理します。



A 選択性のある遊び
(身体を使った遊び、感覚を使った遊び)



A 選択性のある遊び
(創造的な遊び)



B アクセス性
(後方からの乗降に配慮した
奥行きのある身体障害者用駐車区画)



C 付帯施設の環境
(東屋)



D 安全性
(ゴムチップ舗装)



E 情報提供・利用支援・意識醸成
(分かりやすい案内サイン・意識醸成のための取組)

インクルーシブな公園の整備方針(案)の概要

4 インクルーシブな公園の整備方針

都市公園は目的や利用対象者等によって区分されており、その規模や施設の内容は様々です。そのため、本整備方針においては、「大規模な公園」と「身近な公園」に分けて整備方針を定めます。公園の整備に当たっては、それぞれの公園に合わせた整備内容を構成要素ごとに検討します。

また、本整備方針は、原則、新設の公園又は既に遊具が設置されている公園等を対象とします。

※「大規模な公園」：広域公園、総合公園、運動公園など比較的大きい公園

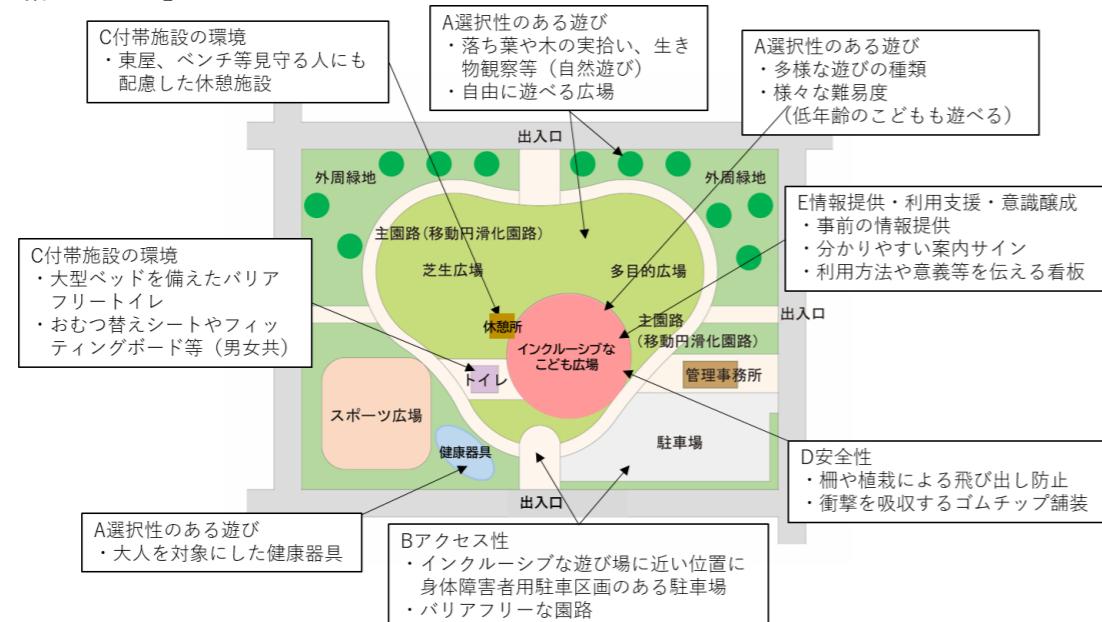
該当する公園は、広島広域公園、中央公園、牛田総合公園、比治山公園、似島臨海公園、竜王公園、寺山公園、可部運動公園、瀬野川公園、佐伯運動公園の10公園

※「身近な公園」：街区公園、近隣公園、地区公園といった比較的規模が小さく、徒歩圏内の住民利用を目的とした公園

(1) 大規模な公園

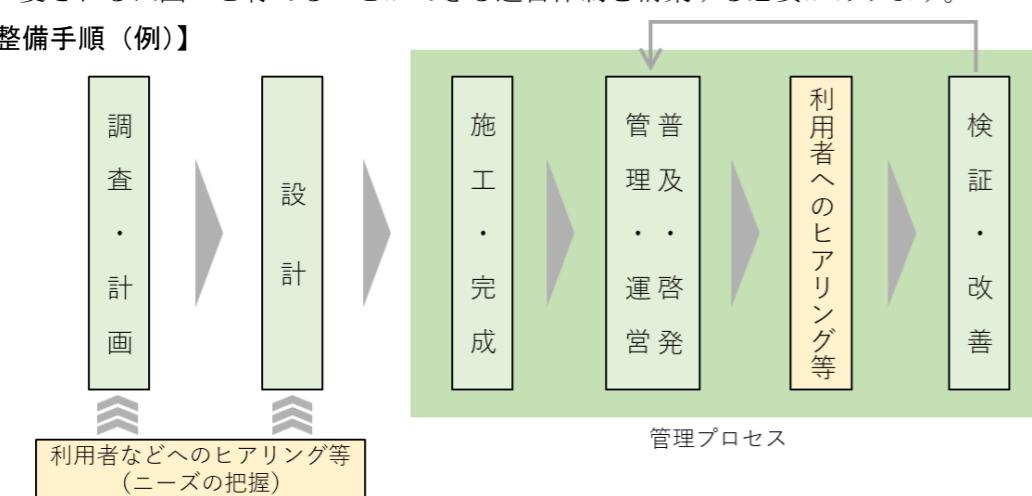
大規模な公園においては、シンボル的存在として本市のインクルーシブな公園のモデルとなるよう、広大な敷地や多様な既存施設、周辺環境を活用し、5つの構成要素を満たすよう整備します。

【整備イメージ】



公園の整備に当たっては、計画段階から周辺地域の住民や近隣で活動している関係団体等へのヒアリング等により利用者及び利用が想定される市民などのニーズを把握し、整備内容に反映させるとともに、整備後も地域に愛される公園へと育てることができる運営体制を構築する必要があります。

【整備手順（例）】

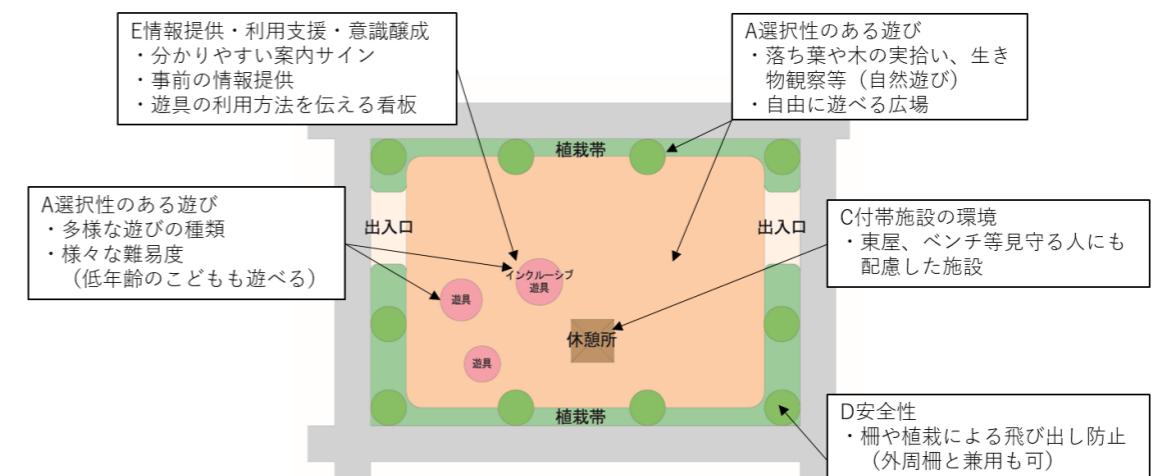


(2) 身近な公園

身近な公園においては、主に遊具更新のタイミングで、インクルーシブ遊具を積極的に導入し、日常的にインクルーシブ遊具に親しむことができる環境整備を行うこととします。

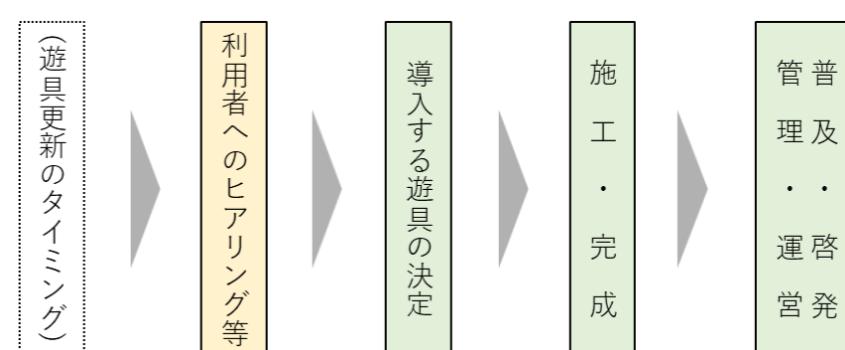
なお、5つの構成要素については、公園の面積や既存施設、周辺環境などを考慮し、可能なものについて整備します。

【整備イメージ】



インクルーシブ遊具の導入の際は、近隣住民の意向や周辺の他の身近な公園に整備されている遊具との兼ね合いを踏まえた遊具を選定することとし、周辺の公園と一体的に捉えることで、地域としてより多様な遊びに触れることができるようするなどの工夫をする必要があります。

【整備手順（例）】



5 今後の進め方

(1) ハード面の取組

- ▶ 大規模な公園においては、再整備や他事業との連携、遊具更新のタイミングなどの機会を捉えて順次、整備に取り組みます。

- ▶ 身近な公園においては、遊具更新のタイミングでインクルーシブ遊具の導入を図るとともに、看板等により遊具の利用方法や意義が伝わるよう取り組みます。

(2) ソフト面の取組

- ▶ すでにインクルーシブ遊具のある公園や利用が多いと考えられる公園について、インクルーシブ遊具や駐車場、バリアフリートイレなどの既存施設の情報発信を積極的に行うとともに、インクルーシブ遊具の意義や遊び方等について情報発信を行います。
 - ▶ 利用者の相互理解を促すため、市民の理解や意識醸成に向けた出前講座等の取組を推進します。